第３号様式（第４条関係）

建築工事成績採点表〔竣工、一部完成（出来高・中間）〕

年　月　日
課

工事名							契約金額（最終）	円																	
請負者名							工期	年　月　日～　年　月　日								竣工年月日	年　月　日								
考査項目		①一般監督員					②主任監督員					③検査員（出来高）					③検査員（中間）					④検査員（竣工）				
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名				
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																			
	Ⅱ．配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																			
2．施工状況	Ⅰ．施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15
	Ⅱ．工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15															
	Ⅲ．安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15															
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																			
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	Ⅱ．品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	Ⅲ．出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0	
4．高度技術	Ⅰ．高度技術力※2	+（13）		0																						
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫※2	+（7）		0																						
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等　※3						+10	+5.0	0																	
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±　　点					±　　点					±　　点					±　　点					±　　点				
評定点(65±加減点合計)※1		①　　点					②　　点					③　　点					③　　点					④　　点				
7．評価点計		＿＿＿＿点　○出来高（中間）検査があった場合　：　（①　　点×0.4＋②　　点×0.2＋③　　点×0.2＋④　　点×0.2）＝　　点 ※但し、③（出来高、中間）が２回以上の場合は平均値 ○出来高（中間）検査がなかった場合：　（①　　点×0.4＋②　　点×0.2＋④　　点×0.4）＝　　点																								
8．法令遵守等　※6							－　　点																			
9．評定点合計　※7		＿＿＿＿点　○7.評定点計（　　点）－8.法令遵守等（　　点）＝　　点																								
所見　※4		（一般監督員）					（主任監督員）					（検査員）														

※1　１～３の評定　（６５点±加減点合計）　＋　４～６の評定（加点合計）－８の評点（減点）＝評定点
　　各評定点（①～④）は小数第１位まで記入する。
※2　高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方式とし、加点評価のみとする。
　　評価にあたっては、主任監督員及び一般監督員との合議をもって行うものとする。
※3　社会性等の評価では、地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
※4　所見は必ず記載するものとする。
※5　各考査項目ごとの採点は、一般監督員は別紙－１①～別紙－１⑩、主任監督員は別紙－２①～別紙－２③、検査員は別紙－３①～別紙－３③によるものとし、検査員の評価に先立ち、
　　一般・主任監督員が記入する。
※6　法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。
※7　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

「施工プロセス」のチェックリスト

工 事 名 ：

施工業者名 ：

（一般監督員）

別紙-1①（建築工事用）

1. 施工体制

Ⅰ. 施工体制一般
- □ b 施工体制が適切である。（ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が80%以上）
- □ c 他の事項に該当しない。（ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%以上80%未満）
- □ d 施工体制が不備である。（ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%未満）
- □ e 施工体制が不備であり、監督職員から文書による改善指示等を行った。

対象評価項目数	
評価数	
評価値	

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数とする。
評価値（　　%）＝（　　）評価数／（　）対象評価項目数（小数点第2位四捨五入）
なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価以下とする

施工プロセスのチェックリスト（不用欄は斜線消去）

確認対象	項目番号	評価項目（チェックの目安）	確認（不用欄は斜線消去） 着手前	施工中								完成時	評価	備考 指導・口頭注意・文書指示の各事項及びその是正状況（指導とは口頭注意に至らない指示等を言う）
○ 工事カルテ	1-1	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成時）	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	□	
○ 施工体制台帳、施工体系図	1-2	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（着手前、変更時）	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	
	1-3	・施工体系図が現場の工事関係者及び公衆の見やすい所に掲げられている。（施工時の当初、変更時）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	
	1-4	・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（各工種毎 1回）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	
	1-5	・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が現場で確認出来る。（各工種毎 1回）		（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□		□	
○ 建設業許可標識	1-6	・建設業許可標識を公衆の見やすい場所に設置している。（施工時、完成時）	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□							（ / ）□	□	
○ 保険関係	1-7	・労災保険関係の標識を現場の見やすい場所に掲示している。（施工時、完成時）	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□							（ / ）□	□	
	1-8	・「建設業退職金共済制度事業主工事現場」の標識が現場の見やすい場所に掲示している。（施工時、完成時）	（ / ）□	（ / ）□	（ / ）□							（ / ）□	□	
	1-9	・掛金収納書を貼付用紙にて提出している。 ・建設業退職金共済証紙の配布を建設業退職金共済証紙貼付状況報告書により適切に管理している。（完成時）	（ / ）□									（ / ）□	□	

① 「施工ﾌﾟﾛｾｽ」ﾁｪｯｸﾘｽﾄは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なﾌﾟﾛｾｽが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
② ﾁｪｯｸ欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□に✓ﾏｰｸを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③ 用語の定義について　契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-1②(建築工事用)

(一般監督員)

1. 施工体制

Ⅱ. 配置技術者

- □ a 技術者配置が適切である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が90%以上)
- □ b 技術者配置がほぼ適切である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が80%以上90%未満)
- □ c 他の事項に該当しない。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%以上80%未満)
- □ d 技術者の配置が不備である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%未満)
- □ e 配置技術者に不備があり、監督職員から文書による改善指示等を行った。

対象評価項目数		削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数とする。
評価数		評価値(　　%)=(　　)評価数/(　)対象評価項目数(小数点第2位四捨五入)
評価値		なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価以下とする

施工プロセスのチェックリスト(不用欄は斜線消去)

確認対象	項目番号	評価項目 (チェックの目安)	確認(不用欄は斜線消去) 着手前	施工中								完成時	評価	備考 指導・口頭注意・文書指示の各事項及びその是正状況 (指導とは口頭注意に至らない指示等を言う)
○ 現場代理人	2-1	・現場代理人は現場に常駐している。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	2-2	・現場代理人として、工事全体の把握が出来ている。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	2-3	・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
○ 主任(監理)技術者の配置及び専任制	2-4	・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っていた。 (施工時、打合わせ時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	2-5	・監理技術者資格証及び登録講習修了証の提示を求め、内容を確認する。 (施工時1回、変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
○ 作業主任者の選任	2-6	・作業主任者の選任届け(必要な資格の写し)を提出し、配置している。 (施工計画時、必要な作業毎で1回)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	

① 「施工ﾌﾟﾛｾｽ」ﾁｪｯｸﾘｽﾄは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なﾌﾟﾛｾｽが適切に施工されているかを監督員等が確認する。

② ﾁｪｯｸ欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□に✓ﾏｰｸを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-1③(建築工事用)

(一般監督員)

2. 施工状況

Ⅰ. 施工管理

- □ b 施工管理が適切である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が80%以上)
- □ c 他の事項に該当しない。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%以上80%未満)
- □ d 施工管理が不備である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%未満)
- □ e 施工管理が不備であり、監督職員から文書による改善指示等を行った。

対象評価項目数	
評価数	
評価値	

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数とする。
評価値(　　%)=(　　)評価数／(　)対象評価項目数(小数点第2位四捨五入)
なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価以下とする

施工プロセスのチェックリスト(不用欄は斜線消去)

確認対象	項目番号	評価項目 (チェックの目安)	確認(不用欄は斜線消去) 着手前	施工中								完成時	評価	備考 指導・口頭注意・文書指示の各事項及びその是正状況 (指導とは口頭注意に至らない指示等を言う)
○ 設計図書の照査等	3-1	・設計図書の照査を行い、現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
○ 施工計画書	3-2	・施工(変更を含む)に先立ち、施工計画書が提出された。(着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	3-3	・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映し、現場施工方法が具体的な内容になっている。(着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
○ 施工管理 ・工事材料管理	3-4	・施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。(施工時 1回／月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	3-5	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時 1回／月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
・出来形、品質管理	3-6	・日常の出来形管理が的確に行われている。(施工時 1回／月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	3-7	・日常の品質管理が的確に行われている。(施工時 1回／月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
・イメージアップ	3-8	・独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
○ 検査(確認を含む)及び立会い等の調整	3-9	・監督員の立会いにあたって、立会確認の手続きが事前に行われている。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	3-10	・段階確認の確認時期が、適切である。(施工時適宜)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
○ 建設副産物及び建設廃棄物	3-11	・請負者は、産業廃棄物管理表(ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ)により適切に処理されていることを確認し、監督員に提示した。(施工時 1回/月、完成時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	□	
	3-12	・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出した。 ※ 施工計画書提出時・変更時は計画書 完成時は、実施書及びCREDASﾃﾞｰﾀ	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	□	
○ 残土処分	3-13	・請負者は、残土受入予定証明書および残土処分証明書を提出した。(処分後)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	□	
○ 指定建設機械類の確認	3-14	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型)を使用している。(施工時 1回程度)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	

① 「施工ﾌﾟﾛｾｽ」ﾁｪｯｸﾘｽﾄは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なﾌﾟﾛｾｽが適切に施工されているかを監督員等が確認する。

② ﾁｪｯｸ欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□に✓ﾏｰｸを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-1④(建築工事用)

(一般監督員)

2. 施工状況

Ⅱ. 工程管理

- □ a 工程管理が適切である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が90%以上)
- □ b 工程管理がほぼ適切である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が80%以上90%未満)
- □ c 他の事項に該当しない。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%以上80%未満)
- □ d 工程管理が不備である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%未満)
- □ e 工程管理が不備であり、監督職員から文書による改善指示等を行った。

対象評価項目数		削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数とする。
評価数		評価値(　　%)=(　　)評価数／(　)対象評価項目数(小数点第2位四捨五入)
評価値		なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価以下とする

施工プロセスのチェックリスト(不用欄は斜線消去)

確認対象	項目番号	評価項目 (チェックの目安)	確認(不用欄は斜線消去) 着手前	施工中								完成時	評価	備考 指導・口頭注意・文書指示の各事項及びその是正状況 (指導とは口頭注意に至らない指示等を言う)
○ 工程管理	4-1	・全体工程表などを用いてフォローアップを実施し、工程の管理を行っている。 (施工時　1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	4-2	・現場条件の変更への対応を積極的に処理した。 (現場条件変更時)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	4-3	・請負業者の責による工事中断等の工程遅延はなかった。 (施工時　1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	□	
	4-4	・詳細な月間工程表または週間工程表を提出した。 (施工時　1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	4-5	・施工計画書どおりの現場作業時間で施工を行っている。 ・休日作業がやむを得ない場合には、休日作業届の事前提出した。(休日作業届に休日確保する旨を記載)　(施工時　1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	

① 「施工ﾌﾟﾛｾｽ」ﾁｪｯｸﾘｽﾄは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なﾌﾟﾛｾｽが適切に施工されているかを監督員等が確認する。

② ﾁｪｯｸ欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□に✓ﾏｰｸを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-1⑤(建築工事用)　　(一般監督員)

2. 施工状況

Ⅲ. 安全対策
- □ a 安全対策が適切である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が90%以上)
- □ b 安全対策がほぼ適切である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が80%以上90%未満)
- □ c 他の事項に該当しない。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%以上80%未満)
- □ d 安全対策が不備である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%未満)
- □ e 安全対策が不備であり、監督職員から文書による改善指示等を行った。

対象評価項目数		削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数とする。
評価数		評価値(　　%)=(　　)評価数／(　)対象評価項目数(小数点第2位四捨五入)
評価値		なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価以下とする

施工プロセスのチェックリスト(不用欄は斜線消去)

確認対象	項目番号	評価項目 (チェックの目安)	確認(不用欄は斜線消去) 着手前	施工中								完成時	評価	備考 指導・口頭注意・文書指示の各事項及びその是正状況 (指導とは口頭注意に至らない指示等を言う)
○ 安全活動	5-1	・工事安全協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-2	・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-3	・安全訓練等を実施し、記録がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-4	・KY等を実施し、記録がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-5	・安全巡視等を実施し、記録がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-6	・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-7	・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-8	・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-9	・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-10	・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-11	・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がﾁｪｯｸﾘｽﾄ等により実施され、記録がある。 (施工時 1回/月)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	
	5-12	・工事看板、迂回路案内板等各種標識類等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 (着手前・施工時適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		□	

① 「施工ﾌﾟﾛｾｽ」ﾁｪｯｸﾘｽﾄは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なﾌﾟﾛｾｽが適切に施工されているかを監督員等が確認する。

② ﾁｪｯｸ欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□に✓ﾏｰｸを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-1⑥(建築工事用)

(一般監督員)

2. 施工状況

Ⅳ. 対外関係

- □ a 対外関係が適切である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が90%以上)
- □ b 対外関係がほぼ適切である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が80%以上90%未満)
- □ c 他の事項に該当しない。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%以上80%未満)
- □ d 対外関係が不備である。(ﾁｪｯｸﾘｽﾄの評価値が60%未満)
- □ e 対外関係が不備であり、監督職員から文書による改善指示等を行った。

対象評価項目数		削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数とする。
評価数		評価値(　　%)=(　　)評価数／(　)対象評価項目数(小数点第2位四捨五入)
評価値		なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価以下とする

施工プロセスのチェックリスト(不用欄は斜線消去)

確認対象	項目番号	評価項目 (ﾁｪｯｸの目安)	確認(不用欄は斜線消去) 着手前	施工中									完成時	評価	備考 指導・口頭注意・文書指示の各事項及びその是正状況 (指導とは口頭注意に至らない指示等を言う)
○ 関係機関等	6-1	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をおこなっている。 (折衝及び調整時)	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	
	6-2	・工事施工にあたり、地元住民等との適切な調整を行った。 (着手前、必要な時)	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	
	6-3	・工事施工にあたり、地元住民等からの苦情が無かった、若しくは、苦情に対して適切な対応を行った。 (施工時適宜)		(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	□	
	6-4	・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □	(　/　) □		□	
	6-5	・工事予告看板等により、地元住民や通行者等に分かりやすく周知している。 (着手前)	(　/　) □											□	

① 「施工ﾌﾟﾛｾｽ」ﾁｪｯｸﾘｽﾄは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なﾌﾟﾛｾｽが適切に施工されているかを監督員等が確認する。

② ﾁｪｯｸ欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□に✓ﾏｰｸを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

考査項目	□ a	☐ b	☐ c	□ d	☐ e
3.出来形及び出来ばえ	□ 出来形が優れている。	□ 出来形が良好である。	□ 他の事項に該当しない。	□ 出来形がやや不備である。	□ 出来形が不備である。
Ⅰ.出来形	[評価項目] □ 承諾図等が、設計図書を満足し、適切に整理されている。 □ 施工図等が、設計図書を満足し、適切に整理されている。 □ 出来形確認記録の内容が適切であり、整理されている。 □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。 □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・d ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=( )評価数／( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・・d	□ 契約書に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば・・・・・e

別紙-1⑧(建築工事用)

工種 ： 建築工事

（一般監督員）

考査項目	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している。 [関連基準、建築工事施工監理基準、その他設計図書に定められた試験]			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
Ⅱ.品質	[評価項目] □ 材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 品質確認記録の内容が適切であり、整理されている。 □ 施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。 □ 各種構造の躯体工事における施工の品質が、適切である。 □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、適切である。 □ 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・ a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・ c 工事比率 ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・・d ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝( )評価数／( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする	□ 契約書に基づく破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・・・e

別紙-1⑧(建築工事用)

工種 ： 電気設備工事

（一般監督員）

考査項目	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している。 [関連基準、建築工事施工監理基準、その他設計図書に定められた試験]			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
Ⅱ.品質	[評価項目] □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が適切であり、整理されている。 □ 品質確認記録の内容が適切であり、整理されている。 □ 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法及び記録の内容等が適切であり、整理されている。 □ 運転・点検上の表示等が明確でわかりやすい。 □ 取扱説明書がわかりやすく整理されている。 □ 部品等の点検及び交換方法について、わかりやすく記載されている。 □ 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・ a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・ c 工事比率 ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・・・d ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝( )評価数／( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする	□ 契約書に基づく破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・・・e

別紙-1⑧(建築工事用)

工種 ： 機械設備工事

（一般監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>□ a</th><th>□ b</th><th>□ c</th><th>□ d</th><th>□ e</th></tr>
<tr><td>3.出来形及び
出来ばえ</td><td colspan="3">品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している。
[関連基準、建築工事施工監理基準、その他設計図書に定められた試験]</td><td>品質関係の試験結果が規格値、
試験基準を超えるものがある。</td><td>品質関係の試験結果が規格値、
試験基準を満足せず品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ.品質</td><td colspan="3">[評価項目]

□ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
□ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が適切であり、整理されている。
□ 品質確認記録の内容が適切であり、整理されている。
□ 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。
□ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法及び記録の内容等が適切であり、整理されている。
□ 運転・点検上の表示等が明確でわかりやすい。
□ 取扱説明書がわかりやすく整理されている。
□ 部品等の点検及び交換方法について、わかりやすく記載されている。
□ 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。
□ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・ a
※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b
※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・ c

工事比率

※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率
＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率
＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率
＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率</td><td>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。

上記項目に該当があれば・・・・・d

① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(%)＝( )評価数／( )対象評価項目数
④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする</td><td>□ 契約書に基づく破壊検査を行った。

上記該当があれば・・・・・e</td></tr>
</table>

別紙-1⑧(建築工事用)

工種 ： 取壊し工事

(一般監督員)

考査項目	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している。 [関連基準、建築工事施工監理基準、その他設計図書に定められた試験]			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
Ⅱ.品質	[評価項目] □ 分別、再資源化を適切に実施している。 □ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 □ 廃棄物の処理が適切である。 □ 管理記録が整理されている。 □ 各工程(解体前・解体中・解体後)の写真記録が適切であり、整理されている。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・・a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・・b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・・c 工事比率 ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・・d ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝( )評価数／( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする	□ 契約書に基づく破壊検査を行った。 上記該当があれば・・・・・e

別紙-1⑨(建築工事用)
高度技術　　(一般監督員)

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細 別</th><th colspan="2">技 術 力 項 目</th></tr>
<tr><td rowspan="5">高度技術</td><td rowspan="4">高度技術
キーワード評価</td><td colspan="2">■ 構造物固有の難しさへの対応
□ 1. 対象構造物の形状の複雑さ
□ 2. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事
□ 3. その他
理由:</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ 技術固有の難しさへの対応
□ 4. 工種及び工法の特殊性
□ 5. 新工法(機器類含む)及び新材料の適用
□ 6. その他
理由:</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ 厳しい自然・地盤条件への対応
□ 7. 湧水の発生
□ 8. 軟弱地盤、支持地盤の状況
□ 9. 河川内・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース
□ 10. 雨・雪・風・気温等の影響
□ 11. その他
理由:</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応
□ 12. 地中埋設物等の地中内の作業障害物
□ 13. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
□ 14. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
□ 15. 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約
□ 16. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業
□ 17. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
□ 18. その他
理由:</td></tr>
<tr><td colspan="2">■ その他
□ 19. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項
理由:</td></tr>
<tr><td>記述評価

(✓マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述)</td><td>評価:　　点

1.高度な技術力は、加点評価とする。
2.加点は、+13点～0点の範囲とする。
3.該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。
4.1項目2点を目安とするが、内容によってそれ以上の点数を与えてもよい。</td><td>【高度技術のキーワード詳細】
(加点がある場合は必ず記入すること。)

</td></tr>
</table>

※1. 高度な技術力とは、工事全体を通じて他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「創意工夫」との二重評価はしない。
※2. 詳細評価の記述にあたっては、主任監督員及び一般監督員との合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する高度な技術力を詳細記述する。
※3. 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。
※4. 高度技術は、最大13点の加点評価とする。

年　　月　　日

(あて先)監督員

請負者名　　㊞

現場代理人名　　㊞

高度技術に関する実施状況報告書

年　　月　　日に契約を締結した下記の工事について、実施状況を報告します。

工 事 名		
工 事 番 号		
考査項目	細 別	技 術 力 項 目
高度技術	高度技術 キーワード評価	■ **構造物固有の難しさへの対応** □ 1. 対象構造物の形状の複雑さ □ 2. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ 3. その他 理由:
		■ **技術固有の難しさへの対応** □ 4. 工種及び工法の特殊性 □ 5. 新工法(機器類含む)及び新材料の適用 □ 6. その他 理由:
		■ **厳しい自然・地盤条件への対応** □ 7. 湧水の発生 □ 8. 軟弱地盤、支持地盤の状況 □ 9. 河川内・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース □ 10. 雨・雪・風・気温等の影響 □ 11. その他 理由:
		■ **厳しい周辺環境等、社会条件への対応** □ 12. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ 13. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 14. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ 15. 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 □ 16. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □ 17. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ 18. その他 理由:
		■ **その他** □ 19. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項 理由:

※1. 該当する項目の□に✓マークを記入すること。
※2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等による説明資料を作成する。
※3. この用紙は、✓マークごとに1枚提出すること。

別紙-1⑩(建築工事用)
創意工夫　　(一般監督員)

考査項目	細 別	技 術 力 項 目	
創意工夫	創意工夫 キーワード評価	■ **施工関係** □ 1. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 □ 2. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ 3. 設備工事で、加工・組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 □ 4. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □ 5. 照明・視界確保等の工夫 □ 6. 仮排水、仮設道路、迂回路等の計画施工の工夫 □ 7. 支保工、型枠工、足場工及び覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫 □ 8. 出来形、品質の計測、集計、管理図等の工夫 □ 9. 施工計画書の作成、写真管理等の工夫 □ 10. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ 11. 施工管理及び品質向上等の工夫 □ 12. その他 理由:	
		■ **施工関係** □ 13. 集計ソフト等の活用と工夫 □ 14. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形・品質等) □ 15. 土工関係、設備関係・電気関係の工夫 □ 16. 鉄筋、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □ 17. 配筋・溶接作業等に関係する工夫 □ 18. その他 理由:	
		■ **安全衛生関係** □ 19. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、立入禁止柵、手摺り、足場等) □ 20. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用に関する工夫 □ 21. 現場事務所等の空間及び設備等に関する工夫 □ 22. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 23. 供用中の道路等の事故防止、一般交通確保等のための工夫 □ 24. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □ 25. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等、環境保全への工夫 □ 26. その他 理由:	
		■ **その他** □ 27. その他 理由: □ 28. その他 理由: □ 29. その他 理由:	
	記述評価 (✓マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述)	評価: 点 1.創意工夫は、加点評価とする。 2.加点は、+7点～0点の範囲とする。 3.1項目1点を目安とするが、内容によってそれ以上の点数を与えてもよい。	**【創意工夫のキーワード詳細】** (加点がある場合は必ず記入すること。)

※1. 創意工夫においては「5. 高度技術」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引きたたせるため本考査項目でも再評価する。
※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルはあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、主任監督員及び一般監督員との合議をもって記述する。
※5. 「4. 高度技術」との二重評価はしない。
※6. 創意工夫は、最大7点の加点評価とする。

年　　月　　日

(あて先)監督員

請負者名　　㊞

現場代理人名　　㊞

創意工夫に関する実施状況報告書

年　　月　　日に契約を締結した下記の工事について、実施状況を報告します。

工 事 名		
工 事 番 号		
考査項目	細 別	技 術 力 項 目
創意工夫	創意工夫 キーワード評価	■ **施工関係** □ 1. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 □ 2. 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫 □ 3. 設備工事で、加工・組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫 □ 4. 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 □ 5. 照明・視界確保等の工夫 □ 6. 仮排水、仮設道路、迂回路等の計画施工の工夫 □ 7. 支保工、型枠工、足場工及び覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫 □ 8. 出来形、品質の計測、集計、管理図等の工夫 □ 9. 施工計画書の作成、写真管理等の工夫 □ 10. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 □ 11. 施工管理及び品質向上等の工夫 □ 12. その他 理由:
		■ **施工関係** □ 13. 集計ソフト等の活用と工夫 □ 14. コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形・品質等) □ 15. 土工関係、設備関係・電気関係の工夫 □ 16. 鉄筋、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫 □ 17. 配筋・溶接作業等に関係する工夫 □ 18. その他 理由:
		■ **安全衛生関係** □ 19. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、立入禁止柵、手摺り、足場等) □ 20. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用に関する工夫 □ 21. 現場事務所等の空間及び設備等に関する工夫 □ 22. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 23. 供用中の道路等の事故防止、一般交通確保等のための工夫 □ 24. 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫 □ 25. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等、環境保全への工夫 □ 26. その他 理由:
		■ **その他** □ 27. その他 理由: □ 28. その他 理由: □ 29. その他 理由:

※1. 該当する項目の□に✓マークを記入すること。
※2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等による説明資料を作成する。
※3. この用紙は、✓マークごとに1枚提出すること。

別紙－2①（建築工事用）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（主任監督員）

考査項目	細別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である

［評価項目］

□ 現場条件を反映した工程管理を行い、工事を円滑に進めた。

□ 現場条件の変更への対応を積極的に処理し、トラブルもなく、工期内に工事を完成させた。

□ 請負者の責による工事中断等の工程遅延はなかった。

□ 月間工程表または週間工程表等を作成し、適切な工程管理を行っている。

□ 積極的な地元対策を実施し、地元からの苦情が無かった、若しくは、苦情があった場合には適切な対応を行い、円滑に工事を完成させた。

□ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、円滑に工事を完成させた。

□ その他 （ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・・ c
該当項目が60%未満
もしくは、工程管理の不備による改善指示を文書で行った ・・・・・ d

① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数

考査項目	細別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
2.施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である

［評価項目］

□ 安全教育・安全訓練・KY・新規入場者教育をすべて実施し、それぞれ記録がある。

□ 使用機械、車両等の点検整備、公衆災害防止への措置をした記録がある。

□ 下請けがある場合、工事安全（災害防止）協議会等の設置を行い、月1回以上の活動をし、記録が適切に整理されている。

□ 過積載防止に取り組んでいる記録がある。

□ 山留め、仮締切、足場や支保工の設置後の点検及び使用中の点検を管理した記録がある。

□ 工事看板関係、保安施設等の設置および管理が適切であり、記録がある。

□ その他 （ 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・・・・ c
該当項目が60%未満
もしくは、安全対策の不備による改善指示を文書で行った ・・・・・ d
文書による改善指示に従わなかった ・・・・・・・・・・・・ e

① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝（ ）評価数／（ ）対象評価項目数

別紙－2②(建築工事用)

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

（主任監督員）

考査項目	細別	□ a	□ b	□ c
5. 社会性等	Ⅰ.地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の項目に該当しない場合

□ 河川等の環境保全を具体的に実施した。 （ ）

□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 （ ）

□ 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 （ ）

□ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等に積極的に参加し、地域に貢献した。 （ ）

□ 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 （ ）

□ その他

（ 理由： ）

※判断基準

該当4項目以上 ･･･a
該当2項目以上3項目以下 ･･･b
該当1項目以下 ･･･c

※ 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。
※ 工事成績評定に係る提出書類の社会性等に関する実施状況報告を総合的に判断し上記項目にチェックを入れる。
※ 各項目に該当する資料を各項目の()内に記載すること。
※ 追加する場合は、必ず理由を記載すること。

別紙－2③（建築工事用）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。

（主任監督員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
8. 法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20 点
□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点
□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点
□ 5. 総合評価落札方式を用いた請負工事において、受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されていない場合	－ 10 点
□ 6. 総合評価落札方式を用いた請負工事において、配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置予定技術者を途中交代する場合に、同等以上の評価がなされる者を配置しなかった場合	－ 10 点
□ 7. 文書注意	－ 8 点
□ 8. 口頭注意	－ 5 点
□ 9. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－ 3 点
□ 10. その他	－ 点

□　該当項目なし

① 本評価項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 措置内容は、当該請負契約工事内においてのものとする。

【上記で評価する場合の適応事例】

・ 1． 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
・ 2． 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
・ 3． 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
・ 4． 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
・ 5． 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
・ 6． 建設業法に違反する事実が判明した。EX）一括下請け、技術者の専任違反等
・ 7． 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
・ 8． 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
・ 9． 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
・ 10． 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
・ 11． 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
・ 12． 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
・ 13． 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
・ 14． 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
・ 15． 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
・ 16． その他　（　理由：　）

別紙-3①(建築工事用)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

(検 査 員)

考査項目	細別	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である

「評価項目」

□ 設計図書の照査を行い、施工がなされている。
□ 施工計画書が工事着手前に提出されている。
□ 施工計画書の記載内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
□ 施工計画書と現場施工方法が一致している。
□ 工事材料の資料の整理および確認がなされ、管理されている。
□ 立会確認の手続きが事前になされている。
□ リサイクルへの取り組みが適切になされている。
□ 工事記録(工事写真、工事日報等)の整備が適時、的確になされている。
□ 工事の関係書類及び資料整理がよい。
□ 仕様書の管理基準よりも高い精度で社内の管理基準を設け、管理されている。
□ 検査時、現場代理人が施工管理に対する質問に的確に回答を行っていた。

□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。
□ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。

上記1項目該当事項があれば・・・d

2項目以上該当事項あれば・・・・・・・・e

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・d

① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)=(　　)評価数／(　)対象評価項目数
④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする

別紙-3②(建築工事用)

(検査員)

考査項目	□ a	☐ b	☐ c	□ d	☐ e
3.出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	□ 出来形が優れている。	□ 出来形が良好である。	□ 他の事項に該当しない。	□ 出来形がやや不備である。	□ 出来形が不備である。
	[評価項目] □ 承諾図等が、設計図書を満足し、適切に整理されている。 □ 施工図等が、設計図書を満足し、適切に整理されている。 □ 出来形確認記録の内容が適切であり、整理されている。 □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真で的確に確認できる。 □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。 □ その他 (理由: _____) 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・d ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=( )評価数/( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・・d	□ 契約書に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当があれば・・・・・e

別紙-3③(建築工事用)

工種 ： 建築工事

（検査員）

考査項目	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している。 [関連基準、建築工事施工監理基準、その他設計図書に定められた試験]			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	[評価項目] □ 材料・製品の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 品質確認記録の内容が適切であり、整理されている。 □ 施工の各段階における完了状態について、良好な品質を確認できる。 □ 各種構造の躯体工事における施工の品質が、適切である。 □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、適切である。 □ 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・・ a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・・ c 工事比率 ［　　］ ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・・d ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(　　)評価数／(　)対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする	□ 契約書に基づく破壊検査行った。 上記該当があれば・・・・・e

3.出来形及び出来ばえ	□ a	□ b	□ c	□ d
Ⅲ.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	□ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 □ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □ 仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。 □ 外構を含め全体的な美観が良好である。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) 工事比率 ［　　］ ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・・ a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(　　)評価数／(　)対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする

別紙-3③(建築工事用)

工種 ： 電気設備工事

(検査員)

考査項目	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している。 [関連基準、建築工事施工監理基準、その他設計図書に定められた試験]			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	[評価項目] □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が適切であり、整理されている。 □ 品質確認記録の内容が適切であり、整理されている。 □ 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法及び記録の内容等が適切であり、整理されている。 □ 運転・点検上の表示等が明確でわかりやすい。 □ 取扱説明書がわかりやすく整理されている。 □ 部品等の点検及び交換方法について、わかりやすく記載されている。 □ 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・ a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・ c 工事比率 ［　　］ ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・・・d ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝( )評価数／( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする	□ 契約書に基づく破壊検査行った。 上記該当があれば・・・・・e

3.出来形及び出来ばえ	□ a	□ b	□ c	□ d
Ⅲ.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	□ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 □ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 □ 建築電気設備として高い品質・性能が確保されている。 □ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) 工事比率 ［　　］ ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・ a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝( )評価数／( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする

別紙-3③(建築工事用)

工種 ： 機械設備工事

(検査員)

考査項目	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している。 [関連基準、建築工事施工監理基準、その他設計図書に定められた試験]			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	[評価項目] □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が適切であり、整理されている。 □ 品質確認記録の内容が適切であり、整理されている。 □ 品質が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法及び記録の内容等が適切であり、整理されている。 □ 運転・点検上の表示等が明確でわかりやすい。 □ 取扱説明書がわかりやすく整理されている。 □ 部品等の点検及び交換方法について、わかりやすく記載されている。 □ 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・ a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・ c 工事比率 ＿＿＿ ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・・・d ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=( )評価数／( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする	□ 契約書に基づく破壊検査行った。 上記該当があれば・・・・・e

3.出来形及び出来ばえ	□ a	□ b	□ c	□ d
Ⅲ.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	□ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 □ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 □ 建築機械設備として高い品質・性能が確保されている。 □ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) 工事比率 ＿＿＿ ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・ a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=( )評価数／( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする

別紙-3③(建築工事用)

工種 ： 取壊し工事

(検査員)

考査項目	□ a	□ b	□ c	□ d	□ e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足している。 [関連基準、建築工事施工監理基準、その他設計図書に定められた試験]			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	[評価項目] □ 分別、再資源化を適切に実施している。 □ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 □ 廃棄物の処理が適切である。 □ 管理記録が整理されている。 □ 各工程(解体前・解体中・解体後)の写真記録が適切であり、整理されている。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・・b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・c 工事比率 ＿＿＿＿ ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			□ 監督職員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・・d ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=( )評価数／( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする	□ 契約書に基づく破壊検査行った。 上記該当があれば・・・・・e

3.出来形及び出来ばえ	□ a	□ b	□ c	□ d
Ⅲ.出来ばえ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	□ きめ細かな施工がなされている。 □ 既存部分や関連設備との調整がなされている。 □ 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 □ 取り壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく処理が適切である。 □ その他 (理由: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) 工事比率 ＿＿＿＿ ※品質の評価＝建築工事の評価該当率(%)×建築工事の工事比率 ＋電気設備工事の評価該当率(%)×電気設備工事の工事比率 ＋機械設備工事の評価該当率(%)×機械設備工事の工事比率 ＋取壊し工事の評価該当率(%)×取壊し工事の工事比率			※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が80%以上・・・・・・・・・・ a ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%以上80%未満・・・ b ※ 規格値、試験基準を満足し、確認事項が60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=( )評価数／( )対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はC評価とする